

開かれた行政を目指して

市民・自治体と行政情報

矢澤澄子

- 一—はじめに
- 二—情報公開と行政情報
- 三—自治体における行政情報管理
- 四—市民参加と行政情報
- 五—都市づくりと行政情報

一—はじめに

「市民自治の大前提は、市政に関する情報の市民への公開である」と言われる。なぜなら、市民の自治意識の高揚と、市政への自発的参加は、市政情報が主権者市民の「共有財産」として十分活用されたのちにはじめて、自治体行政の意志決定過程と切り結ぶ具体性と現実性をもたらうるからである。一方、「モノ」の生産から「情報」の生産に比重が移行しつつあるとされる「情報化社会」（知識社会）の進展のなかで、情報は、市民の日常生活における電気、ガス、水道などと同様に、その生活を支える「環境」の重要な一翼を担うようになった。したがっ

て、市民が直面する地域生活上の諸問題に深く関わる地方自治体の行政は、市民の日常生活や労働、地域の産業や文化のあり方について、広く正確な情報を収集・整理し、これらを積極的に市民に提供することにより市民生活の円滑な運営を援助し、市民の地域的連帯に基礎づけられ都市づくりを進めなければならない。

このように、市民生活全般において、また市民自治の実現にとって、重大な意味をもつ行政情報（市政情報）について、今日、市民や自治体関係者、研究者などさまざまな立場の人びとから多くの関心が寄せられている。これらの関心の焦点の一つは、言うまでもなく、すでに神奈川県や埼玉県などで実現された情報公開制度にみら

れるような、自治体の情報公開への積極的取り組みに向けられている。横浜市においても昭和五十五年度より、情報公開の制度化にむけて着々と準備が進められている。こうした時期に、自治体における行政情報のあり方について、広く検討を加えることは意義のあることであろう。

近年の行政情報をめぐる論議においても明らかのように、ひとくちに行政情報といっても、「情報」というきわめて漠然とした概念の使用上、論者によりその意味内容はかなり異なる場合も多い。したがって、情報公開の制度化に關しても、公開されるべき「情報」の意味内容をめぐり論議が入り乱れ、ひいては公開されるべき情報の内容規定や取り扱い、整備の困難さか

ら、公開そのものにまで消極的な目が向けられるという事態も散見される。

市民の「知る権利」としての情報公開の制度化に期待を寄せる筆者は、制度化への市民の合意形成の前提として、ここでひとまず、自治体における行政情報のあり方を広くとらえ、それが市民と自治体にとってもつ意味合いをいくつかの側面から整理しておきたいと考える。そこで検討されるべき行政情報の問題領域としては、少なくとも次の四つの領域をあげることができるであろう。

第一の領域は、情報公開の制度化に関わる行政情報の問題領域である。横浜市においても、「情報公開に関する市民意識調査」（昭和五十八年六月）などにおいて、市民の側からみた制度化への期待と問題点が明らかにされているが、なかでもとくに、「プライバシー」に関する行政情報の取り扱いが、主要課題として指摘されている。^(注1)

第二の領域は、自治体におけるコンピュータの導入とその高度利用化の進展に関わる行政情報管理の問題領域である。横浜市でもこの領域に関わる行政情報のあり方については、公開に先立つ検討課題としてすでに調査研究が進められている。ここでは、行政情報の公正かつ効率的な管理が重要な論点となる。^(注2)

第三の領域は、市民参加、市民自治に関わる行政情報の問題領域である。この領域でとりあげられるべき行政情報の問題は、これまでおもに自治体の広報・広聴部門において扱われてきた。横浜市においても、長年にわたる市民参加行政の推進のなかで、この領域に関わる行政情報のあり方については多くの実験と改善が試みられてきた。とりわけ、昭和四十年代以降の個別・集団広聴の充実が、今日までの横浜市における参加行政推進の内実を形づくってきたと言える（市・区民相談、市長への手紙、区民会議、行政への市民ニーズ反映システムなど）。とはいえ、現在「情報公開」との関わりで、既存の広報・広聴行政の限界が改めて問われる時期にあるといえよう。^(注3)

第四の領域としては、自治体における都市づくり（街づくりやハード・ソフトの都市計画、計画行政）に関わる行政情報の問題がある。他の自治体に先がけてこれまで横浜市において進められてきた市民のための都市づくりは、現在新たな段階にさしかかっている。今日、大都市において求められている都市づくりとは、人口構造の安定化、市民意識の熟化と多様化などに対応したきめ細かい地域情報データに基づく計画的、総合的都市づくりであろう。今後、市民と行政が両者の「共同作品」としての望ましい

都市づくりを長期的展望のもとに推進していくうえで、都市づくりに関わる行政情報のあり方は重要な鍵をにぎっているであろう。

本稿では、これら四つの問題領域に沿って行政情報のあり方を広く相互連関的に検討しておく。行政情報の総合的理解を深めることは、今日まで一般市民の間では必ずしも十分理解がいきとどいていないとはいえない。情報公開制度の意義や問題点を煮つめるうえでも重要なことであるろう。^(注4)

二——情報公開と行政情報

わが国で情報公開をめぐる一般論議がおこなわれはじめたのは、一九七〇年代後半のロッキード事件前後からのことといわれるが、自治体や市民運動レベルにおいて、情報公開への実践的取り組みが開始され、多くの自治体で制度化に向けての検討が急速にひろまっていったのは、八〇年代に入ってからのことである。この間「公開」をめぐる一般論議において求められてきた情報公開の中味としては、おもに次の二つの要求が含まれていた。^(注5)

一つは、「行政情報開示請求権制度」要求としての、狭義の情報公開の要求（第一段階としては公文書の公開要求）である。もう一つは、

行政手続一般への市民の広範な参加要求としての、広義の情報公開、つまり定型・非定型の多様な行政情報(意志決定過程中途の情報を含む)の民主的管理、公開への要求である。これら二つの一応目的を異にする要求は、時として混同された形で論じられることもあったが、近年、多くの自治体で制度化の検討が進められているのは、おもに前者、つまり処理済みの公文書(地図、統計を含む)の公開である。この狭義の情報公開についての詳しい論述は別稿に譲るとして、ここでは、「公開」の制度化がもつ社会的意義や市民にとっての意味、行政へのインパクトなどについて述べておきたい。

一九六〇年代後半以降、全国各地の自治体において、人びとの命や暮らし、地域の環境や文化を守るための多様な住民運動、市民運動が繰り広げられてきた。これらの運動のなかで、多くの住民、市民がぶつかったのは、企業や行政の「情報非公開」の厚い壁であった。これらの壁は、今日、日本の官民の大組織体に広くみられる官僚主義的体質や市民軽視の組織防衛意識(秘密主義など)に深く根ざしたものである。したがって、この壁を取り除くために欠かすことのできない市民活動として、「公開法を求め市民運動」が提起されたのである(一九八〇年)。このような市民レベルの先進的活動に呼

応するかたちで、市民生活に密接な関わりをもつ地方政府レベルにおいて、従来の行政体質の転換をめざす情報公開への取り組みがなされてきたことは、たんに自治体レベルの行政情報のあり方の改善という以上の社会的意義をもつと言える。なぜなら、これらの取り組みを通して、これまで長い間、官治的情報管理を容認してきた社会通念の変革がなされれば、従来の市民—行政関係や行政の官僚主義的体質(タテ割りのセクショナリズムなど)の改善をもたらすだけでなく、今日の日本社会において中央行政や企業その他の組織体をもつ秘密主義的体質や閉鎖的慣行に対しても、さまざまな波及効果をおよぼすのではないかと期待されるからである。現段階では、この長期的な社会的波及効果については予測困難であるが、今後の波及効果の大きさは、これら地方自治体の行政と住民が、「公開」の制度化の実質的内容をいかに豊かに形づくっていくかにかかっているとも言えるよう。

現代社会においては、マス・コミなど多様な情報源利用の拡大により、市民がもつ生活情報は質量ともにかなり豊富になっている。とはいえ、市民が日常生活上でかかえている問題や不安を客観化したり、解決したりするために必要な情報は必ずしも十分とはいえない。これに対

して、市民生活に深く関連するさまざまな行政機能行使する地方自治体機構が保有している情報の絶対量は、増大の一途をたどっている。したがって、市民が、「公開」の制度化によりこれらの行政情報を主体的に請求し、活用できるようになれば、市民は、行政が市民に対しておこなうサービスの内容について十分な理解を得られるだけでなく、それぞれがかかえる問題や不安に対してもより適切な自主的対応をなしうるであろう。また、市民は、それにより、自治体の行政内容や施策のあり方についても具体的判断をくだすための確かな情報を得ることが可能になる。このように、市民が、行政情報のたんなる「受け手」としてでなく、生活や市政に関わる情報獲得の「権利主体」として、この制度を活用できるようになることが、長期的にみると、「公開」の制度化が市民にもたらす最大の利益といえよう。しかし、先に言及した「情報公開に関する横浜市民意識調査」の結果をみると、「知る権利よりプライバシーの重視を」と答えた人が七四・二パーセントに達していることからもうかがえるように、市民が「公開」の意義を権利として十分に認識し、これを有効に活用するまでには、一定の時間を要するものと思われる。

このように、情報公開が市民社会全体や市民

にもたらずメリットについては、かなり長期的な視点から評価がなされなければならないが、「公開」が行政にもたらす影響（インパクト）は、より直接的なものである。したがって、

「公開」により行政が負わなければならない緊急課題も多々あると言わねばならない。とりわけ早急に対応を迫られるのは、公文書情報の管理システムの整備である。

そこで、「公開」にあたり行政側がまず取り組まねばならないのは、「市民が知りたい」情報をいかに体系的に収集・保存し、これらを市民が十分活用できるように整備していくかということである。横浜市では、すでに公文書のマイクロ化による保存（総務局文書課）や市民情報のカード・システム整備の改善（市民局広聴課）がおこなわれているが、現段階の検討のなかでまず求められるのは、市民への情報公開の前提としての庁内における情報公開、つまり庁内情報管理の体系化であろう。

庁内情報管理の具体的問題点については別稿に譲るが、庁内情報管理において忘れてはならないのは、言うまでもなく、管理における市民の視点である。今後、行政側が、市民のプライバシー保護への強い関心を十分考慮したうえで、情報管理への長期的展望をもち、庁内における行政情報の民主的管理体制を早急に確立す

ることができれば、「公開」の制度化への市民の期待は高まり、制度実現後の市政情報の積極的活用はいっそう実りあるものとなる。

三——自治体における行政情報管理

一九六〇年代の高度成長期に、わが国においてもコンピュータ開発の進展を背景として、「情報化社会」の到来が言われるようになった。その後すでに二十余年を経て「高度情報化社会」と呼ばれる今日、急速なコンピュータ産業の発達によるその影響は、社会のすみずみにまで及ぶようになった。コンピュータ利用の段階や質が大きく変わるにつれて（大型化と小型化、個別化と統合化の同時進行など）、市民生活の広範な分野において、新たな「情報化」（情報の電算化）が進み、「情報化」の波は、自治体行政の内部にも深く浸透していった。

自治体におけるコンピュータ利用の高度化は、(1)六〇年代以降の個別大量計算業務の電算化（部分的効率化）、(2)七〇年代以降の管理業務への電算利用の段階（全体的効率化）を経て今日、第三段階に入っている。それは、石油ショック以降顕在化した都市経営論の観点からする計画、管理業務への戦略的高度利用と外注委託電算化（行政業務の外部化）への模索段階で

ある。この間、高度電算化を通して目指されてきたのは、行政事務、行政機構の統合化、合理化（効率的事務処理、タテ割りからヨコ割り方式の仕事と機構の改善など）と、これに伴う人員削減、経費節減、住民サービスの向上などであったが、本稿では、電算化の進展による行政情報のあり方に焦点を絞って論ずる。^(注6)

言うまでもなく、自治体行政における電算化促進の内因としては、高度成長期以降の自治体行政機構の肥大化に伴う行政情報量の飛躍的増大があげられるが、これとともに看過しえない要因として、都市人口の急増に伴う住民構成や地域ニーズの多様化、複雑化、資源の有限性に対応しうる正確な情報、データの体系的収集・管理の必要性がある。これらの内部要因は、行政における意志決定過程を支える技術過程としてのコンピュータによる科学的な管理システムを、一定程度必然化しつつあると言えよう。これに加えて、情報公開の制度化を契機として、自治体が「開かれた行政」への脱皮を目指そうとする時、市民の欲する情報を迅速かつ的確に提供できるような情報管理システムへの要請がいつそう強まることは明らかである（オンライン即時処理、対話型処理、図形情報処理など）。将来、これら内外の要因を背景として、コンピュータの高度利用による情報システム化の

いっその進展が予想される以上、コンピューター・システムによる行政情報の囲い込みがもたらす情報操作、情報管理の質的変化とその帰結に対して、市民も自治体関係者も入念な検討を迫られていると言えよう。

そこで、電算化を軸とした八十年代の自治体行政情報をめぐるいくつかの検討課題を述べておきたい。

自治体における行政情報管理の対象分野としては、三つないし四つの分野を考慮することができ。それらは、(1)事務処理情報の管理、(2)職員人事、労務情報の管理(1)(2)を合わせて行政内部情報管理)、(3)市民(住民)情報の管理(個人の属性情報など)、(4)地域情報の管理(地域環境、地域施設情報など)である。(1)~(4)の管理を総合的におこなうための社会的技術として、コンピューターの高度利用が図られた場合(データベースの総合的利用など)、管理権限をもつ行政主体は、多様な情報の総合的利用を媒介として、自治体職員、地域住民の外部化された私生活を含めて、市民の個別的、集合的生活を管理しうることになる。

したがって、自治体機構のどの部門でどの行政課題に対応して行政情報の電算化を進める場合にも、誰がどのような目的でどんな情報の収集、整理、加工をおこなない、これをどのように

利用するかは、正当な根拠に基づいて、公正に決定され、公開される体制が整えられなければならない。また、電算化情報管理に伴って予想される便益とともに弊害についても、個別的・総合的検討が望まれる。これらの前提として、市民、自治体関係者は、コンピューター技術や情報管理システムに関する基本的理解と知識の修得が必要となる。さらに、コンピューターによる情報管理を技術的必然として無批判に受け入れるのではなく、これを行政における意志決定過程の各段階に対応した業務内容や仕事の流れと質、住民サービスに多大な影響をもたらす技術要因として考え、予想される弊害を除去するための適切な管理のあり方や対抗技術(人間性、主体性尊重の技術)の導入を検討するとともに、弊害の除去が困難な段階においては、

「人権」尊重の立場からも、安易にそうした「機械」システムの導入を容認すべきではないであろう。

そのためには、市民に公開されるべき行政情報が、自治体のコンピューターという巨大なブラック・ボックスに入れられ、管理権限と管理技術を有する限られた専門職員の独占物とならないように、市民参加、職員参加による民主的行政情報管理の体系的整備(利用と規制の民主的システム開発)が今後の重要課題となる。

今日、電算化を軸として、自治体の情報収集、蓄積、管理の能力は二〇年前に比べ比較にならないほど向上している。この情報管理能力は、広範な市民生活のあり方を方向づける多様な事業の「計画化」を可能にしつつある。したがって、この能力を使う側は、これを市民とともに使うという視点を明確にし、市民の人権尊重、福祉向上をめざして、人間主体の情報管理を軸として、仕事の全体的質の向上に努めなければならぬであろう。

四——市民参加と行政情報

すでに述べたように、今日、自治体における行政情報の公開と提供は、市民生活の円滑な運営や市民自治の実現にとって不可欠の要件となっている。このことを、八〇年代の行政課題として言いかえれば、今後、自治体における市民が「知りたい」情報の公開と提供の原則は、「開かれた行政」(市民参加行政)の大前提となるということである。いわば、広義の情報公開の文脈における行政情報の検討が避けられない理由もそこにあると言える。

過去十数年間の全国各地自治体における市民参加行政の著しい進展(広報・広聴機能の拡充など)にもかかわらず、近年、市民参加の形

骸化がしばしば指摘される。その背景として
は、それぞれの自治体がおかれている政治行政
環境の変化や市民意識の変容などの社会的要因
もさることながら、これらに加えて、参加行政
そのものもいくつかの一般の問題点があげ
られるであろう。それらを要約すれば、次のよ
うになる。

(1)市民ニーズの多面的吸収と科学的分析、予算
や総合計画への市民ニーズ反映システムの制度
化などに示される広聴機能の整備にもかかわらず、
これらを通じてなされる市民参加は、市民
の個人的、地域的苦情処理や行政の正当性確保
のための手段化しがちであり、それらは、行政
の意志決定過程への実質的市民参加とは直接結
びつきにくい。

(2)広報・広聴部門を中心とした既存の参加行政
のなかでおこなわれる市民の「定型的」参加に
おいては、市民参加の活性化に不可欠な市民の
ボランティアの育成や市民運動、住民運動が
もつ自発的主体性の結集が十分なされない。

(3)参加行政が緒につきはじめた四〇年代に比べ
て、自治体職員の間でも参加行政への期待や熱
意がうすれ、「開かれた行政」の基本要件とし
ての市民参加行政の各部局別、全庁的位置づけ
が不十分になっている。

(4)この間、広聴部門の充実に対応した広報部門

(情報提供制度)の充実が必ずしも十分におこな
われなかったために(いわゆる「お知らせ」情
報に限られた情報提供など)、広報・広聴機能
が一体となったかたちで市民参加の高次化(政
策過程への参加)を図ることができなかった。

以上の問題点から明らかなように、今後、市
民参加の形骸化を克服するためには、新たに発
足する情報公開の制度化との関連において、あ
るいは広義の情報公開の発展をめざして、既存
の広報・広聴制度のあり方を再検討する必要が
あろう。

ところで、行政が「知らせたい」情報にとど
まらず、市民が「知りたい」情報を積極的に収
集、整理し、これを提供し公開する仕組みを各區
別、部局別など広く全庁的に整備していくこと
は、必ずしも容易なことではない。そのため、
行政は、すでに述べた庁内における行政情報の
総合的整備をおこなうだけでなく、市民参加の
高次化にむけて、参加にとつて有用な市民情報、
地域情報、課題別情報などを、市民や地域とのよ
り積極的な関わりを通して、市民とともに集め、
整理し、活用していく努力が強く求められる。

横浜市においても、地域別の総合的ヨコ割り
情報づくりの具体的手法として、すでにいくつ
かの区で職員参加、住民参加による地区(環境)
カルテづくりが試みられてきた。^(注7)こうした試み

は、従来必ずしもうまく接続されていなかった
行政と市民の間の情報パイプを行政と市民の共
同作業を通してより太くしていくための有効な
活動として、今後さらに発展させていく必要が
あろう。また、いくつかの区では、地区カルテ
づくりとそれに基づく実践作業が、区民会議の
分科会活動のなかで取り組まれたり、区役所を
中心としてカルテのあとに続く地区計画の作成
へとつなげられたりしてきた。このようにして
ひろげられる分節化された市民参加の場におけ
る地域情報ネットワークづくりは、本庁内、区
役所内のタテ割り部局において個別に収集管理
されがちな各種行政情報の相互連関性と市民的
公共性を高めていくうえでも、大きな意味をも
つものである。

今後の多様な市民参加の仕組みづくりは、市
民の行政への一方的要求や形式的参加のための
ものではなく、市民と行政が共有しうる情報の
ネットワークづくりとして、あるいは情報活用
の場づくりとして取り組まれることが望ましい
と言えよう。

五——都市づくりと行政情報

「よこはま21世紀プラン」に示されている横浜
市総合計画の基調を一言で評すれば、この計画

は、「市民が心豊かに、健康で安心して暮らせる街づくり、都市づくりを市民と行政の協力によって実現させるための計画である」と言うことが出来るだろうか。高度成長期の十数年にわたる人口急増時代を経て低成長期に入り、人口構造面においても一応の落ち着きをとりもどした大都市横浜において、今、ようやく総合的視点に立った本格的都市づくりをスタートさせる諸条件が整いつつあるかに見える。

・それでは、二十一世紀にむけての総合的都市づくりにおいて、大都市自治体が備えるべき行政情報環境とはいかなるものであろうか。今後の総合的行政情報環境の望ましいあり方を考えるうえで考慮すべき三つの問題領域についてはすでに述べたので、ここでは、二十一世紀にむけた都市づくりの課題とこれにかかわる行政情報環境の基本的方向について概括的に検討する。

近年、多くの大都市地域において、市民意識の一定の成熟、街づくりや生活文化の創造につながる市民の自治的活動の活発化、望ましい住環境づくりへの参画を求める市民運動、住民運動の成長など、都市づくりにかける市民の期待と意欲のふくらみを示唆するさまざまな事例が報告されている。地域を基礎とした市民のための都市づくりへの市民の側の主体的条件は少し

づつ整いつつあると言えよう。

しかし、産業構造の転換期を迎えた大都市地域環境をめぐる客観的諸条件をみると、多くの厳しい問題点も顕在化しつつあることがわかる。それらは、大都市経済の衰退、人口の高齢化、都市病理の頻発、自然破壊・人間破壊につながる都市的生活様式の無秩序な肥大化、地域間アンバランスの拡大などとして現われている。公害、生活環境破壊などかつて高度成長期に都市市民を襲った諸々の都市問題が十分解決されないうちに、今また新たに複雑な都市問題が次々と発生しつつあると言えるであろう。今日の都市づくりをめぐるこれら諸々の問題点の克服なくしては、市民も行政も、二十一世紀の希望に満ちた都市環境を手中に収めることはできないであろう。そこで、ここでは三つの側面から、今日の困難な大都市状況を解くために必要な都市づくりの基本的課題とこれに関わる行政情報環境について述べておきたい。^(注)

(1) 現在、産業構造の転換に関わる地域経済産業基盤の確立が強く求められており、これに関連して、地域産業情報の幅広い収集、整理、活用が必要となっている。この課題にむけての情報活動は、地域産業の多様な担い手としての市民—とりわけ勤労者市民や自営業層—が日々の生産活動のなかで培っている生きた産業経済情報

を広く吸収するかたちで、彼らの問題解決に役立つ市民参加の産業政策情報づくりとして展開されることが望まれる。その前提として、すでに行政側に蓄積されている産業経済情報や地域経済計画の中味を意志決定の各段階において具体的な形で市民に公開しておかなければならぬであろう。

(2) 今日、市民生活の高度化に伴って、より豊かな生活環境・施設の整備や大都市自然環境の修復と保全が市民の大きな関心と呼んでいる。市民をとり巻く地域生活情報の体系的整備と公開が強く求められるゆえんである。また、自治体が、多様な地域特性に応じた総合的環境整備計画を確立し、実践に移していくためには、これに関わる具体的事業決定の基礎となる地域情報や決定の仕組についても市民の十分な理解をえなければならぬ。各種事業計画に関わる審議会のある方なども、この面から再検討すべき点がある。さらに、これらの前提として、行政は、自治体がおこなっている複雑な都市経営活動全般(行財政運営の中味や仕組など)に関わる情報についても、市民にできるだけ総合的に公開していく努力が必要となる。すでに指摘した広報活動の見直しもこの面から考慮されよう。

こうしたさまざまな面における行政努力の積

み重ねは、市民の市政への関心を高め、行財政活動全般に対する公正な市民統制の活性化を促し、ひいては自治体個々の市民合意に基づく効率的都市経営への道を開くことにならう。

(3)市民のための物理的環境整備とならんで重要なのは、各地域が歴史的に培ってきた地域文化や地域個性の再発見と活用である。各地域固有の伝統は、二十一世紀にむけた市民文化の創造や二十一世紀にふさわしい生活文化の普及にとつて、きわめて貴重な素材となりうるものであらう。行政も市民も地域文化や地域個性の再発見につながる情報の価値を十分に評価し、それらの活用による人間的都市づくりをめざさなければならぬ。

今後、短期、長期の計画行政の展開を支える地域に根ざした行政情報活動の役割はいつそう

大きくなり、その質の向上が求められていく。

その際、大都市行政内部での行政区や地域住区レベルにおける計画情報機能の強化が緊急課題となることは避けられない。これからの都市づくりの要は行政区や市民の居住区域の拠点性の明確化と市民参加の活性化を軸とした地域情報ネットワークの形成にあるといっても過言ではなからう。

注(1) 横浜市「情報公開に関する市民意識調査Ⅱ」

昭和五十八年六月

(2) 横浜市都市科学研究室「市政・地域情報システム調査報告書」昭和五十六年三月

(3) 横浜市「横浜はいま・市民生活白書」第四章

一一四市民参加 昭和五十八年三月

(4) 注(1)に同じ。

(5) 平松毅「情報公開」有斐閣 昭和五十八年九月。

(6) 北川隆吉編著「コンピュータと自治体」自治

体研究社 一九八二年六六〇八四頁。

(7) 横浜市企画調整局都市科学研究室「調査季報」57号 昭和五十三年三月 特集・地区計画と住民。

(8) 帯刀治「地域社会の変動と情報公開」今橋盛勝・高寄昇三編著「自治体の情報公開」学陽書房 一九八二年、一〇頁。

(付記) 本稿執筆に際しこれら以外に主として次の文献を参照した。付記して感謝したい。

坂田朝雄編「明日の都市と市民」(中央法規・昭和五十五年)、坂田朝雄編「市民参加のまちづくり」(ぎょうせい・昭和五十八年)。

池野武「行政計画と情報」日本行政学会編「行政計画の理論と実際」所収(頸草書房・一九七二年)、ジュリスト臨時増刊「情報公開・プライバシー」(有斐閣・一九八一・六・五)、ジュリスト増刊総合特集29「行政の転換期」(有斐閣・一九八三・一・三)。

△横浜市立大学商学部 助教授V